

今後の入間市立学童保育室の運営について

入間市立学童保育室においては、別紙1のとおり、入室希望者が増加傾向にあり、待機児童が発生しています。

子育て家庭のニーズに応える提供体制を整えるため、民間活力の導入について検討する必要があります。併せて、保育時間について、子育て家庭のニーズに応えるとともに、受益者負担も検討する必要があります。

これらのことから、学童保育室の運営形態、開室時間及び保育料の額について、次のように進めたいものです。

1 学童保育室の運営形態について

入間市の学童保育室の運営形態については、公設公営を基本としながらも、一部の施設を民間委託することにより、幅広く人材を活用し、かつ、市職員である放課後児童支援員・補助員の集約を図り職員の充足を図るとともに、民間事業者が有する幅広い知識・経験の情報交換による支援員の知識向上、育成支援の質の向上を図ります。

なお、民間委託にあつては、指定管理者方式とはせず、業務委託とすることで、施設管理、学童保育料の徴収方法、入室児童の申込みや決定において、委託する学童保育室と直営の学童保育室とで差異が生じないようにします。

また、民間事業者が設置し、運営する学童保育室においても、「入間市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準を満たしていることを確認したうえで補助金を交付することで、多様な担い手による学童保育の運営を推進します。

※詳細の説明は、別紙2をご覧ください。

2 開室時間について

子育て家庭のニーズに応え、働きながら子どもを育てる環境を整えるため、これまでより30分ずつ、保育開始・終了時間を延長します。

○開所日時

(平日/月から金曜日)

・登校日

下校時から午後6時30分まで

・学校休業日(小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等)

午前8時から午後6時30分まで

(土曜日)

・午前8時から午後6時30分まで

※ 別途申請により、前後30分の延長を認め、最大で午前7時30分から午後7時までの利用を可能とする。

※詳細の説明は、別紙3をご覧ください。

3 保育料の額について

開室時間の延長などサービスの充実に合わせ、受益者負担の原則に鑑み、保育料を見直します。

現在の保育料は基本保育料として据え置くとともに、学校休業日、土曜日の利用や延長利用した場合の加算料金及び傷害保険料の自己負担額を次のように設定します。

※詳細の説明は、別紙4をご覧ください。

【基本使用料】

	所得税	市民税	保育料（現行と同じ）
D階層	課税	課税	7,000円
C階層	非課税	課税	3,000円
B階層	非課税	非課税	0円
A階層	生活保護等		

【加算表】

	加算条件	単位	加算料金		
			D階層	C階層	A・B階層
1	学校休業日に利用した場合	1日当たり	280円	120円	0円
2	土曜日に利用した場合	1日当たり	280円	120円	0円
3	延長利用した場合 (朝、夕それぞれ加算)	1回当たり	100円	100円	0円
4	傷害保険料（年間約2,000円の半額を負担）	年額	1,000円	1,000円	0円

【土曜日・学校休業日加算イメージ】

7:30	8:00	18:30	19:00
延長利用	保育時間		延長利用
100円	280円		100円

【平日加算イメージ】

下校時間～	18:30	19:00
保育時間	延長利用	
	100円	

4 その他

(1) 施設整備について

子育て家庭のニーズに応える提供体制を整え、待機児童を解消させるため、公共施設マネジメント事業計画に基づいた入間市立学童保育室整備計画（令和2年4月）により、学童保育室の施設整備を推進します。

(2) 入間市立学童保育室育成支援指針による質の確保について

入間市立学童保育室育成支援指針（令和2年4月）に基づき、各施設の育成支援の質の向上を図ります。業務委託する学童保育室においても、同指針に基づいた育成支援を行うこととし、育成支援の質を確保します。

(3) 育成支援における安心安全を確保するために

全ての市立学童保育室に入退室管理システムを導入することで、児童の入退室を管理し、児童の安全を確保するとともに、延長保育の利用に係る加算対象を明確にし、保育料算定の透明性を確保します。

5 民間業務委託・保育料見直しに向けたスケジュール案

令和2年

- 1月24日 児童福祉審議会 今後の入間市立学童保育室の運営について説明、意見を聞く。
- 6月～7月 児童福祉審議会 今後の入間市立学童保育室の運営について諮問・答申
- 6月～7月 職員労働組合協議
- 6月26日 市議会全員協議会 今後の入間市立学童保育室の運営について説明
- 7月 保護者アンケート（保育時間の延長、保育料、委託について）
- 8月 市議会全員協議会 児童福祉審議会諮問・答申について説明
- 8月～9月 9月議会に条例改正案、補正予算案上程
- 10月～ 次年度学童保育室申込み開始
- 11月～12月 委託業者審査・決定・契約

令和3年

- 4月～ 一部業務委託・新保育料・時間延長開始